

第1回

砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

と き：令和元年8月1日（木）午後6時～

ところ：砂川市公民館 第2研修室

【会議次第】

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 挨拶 砂川市教育委員会教育長
4. 会長及び副会長選出
5. 説明事項
 - [1] 市立小中学校のあゆみと概況
 - [2] 学級数・児童生徒数の現状
 - [3] 児童生徒数等の予測推移
 - [4] 検討委員会の役割
 - [5] 基本計画（適正配置計画）案の内容
 - [6] 検討のポイント
 - [7] 検討委員会開催のスケジュール
- ※ 参考資料
6. そ の 他
 - 第2回検討委員会の日程 令和元年 月 日（ ）

検討委員会の設置にあたり

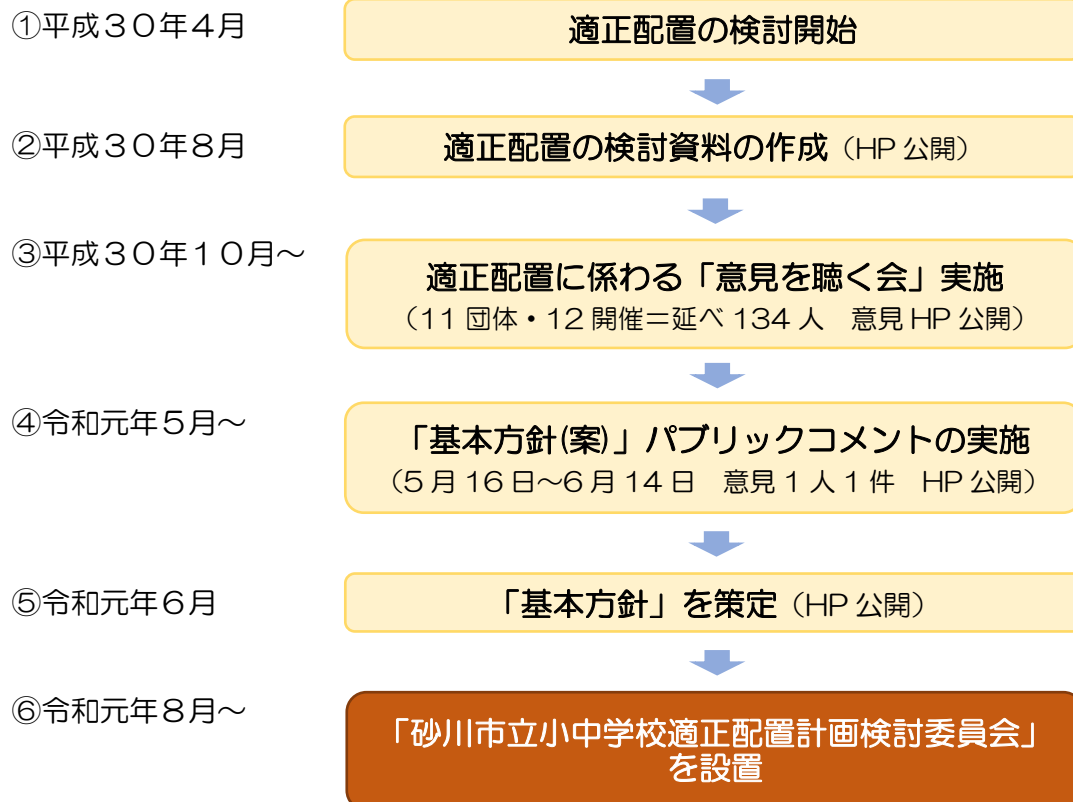
砂川市教育委員会では、市内の児童生徒数が年々減少し、学校規模も大きく変化する中、将来にわたり効果的な統一性のある教育活動を維持するため、平成30年度から市立小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始いたしました。

検討に際しては、検討資料作成後、今後の小中学校のあり方や基本的な考え方について、広くご意見をお伺いすることが必要かつ望ましいとして、市内の関係する各種団体・組織の皆様に対しまして「適正配置に係わる意見を聴く会」を開催させていただいたところです。

これにより、皆様のご意見を踏まえながら先般、パブリックコメントを経て、適正配置に係わる基本方針を策定したことから、当方針に基づいた方向性、いわゆる基本計画（適正配置計画）の作成に着手することといたしました。

検討委員会につきましては、これら経過を背景に、砂川の子どもたちの健やかな成長とより良い教育環境を実現するため、引き続き、市内の各種団体・組織の皆様よりお力添えを賜りたく、基本計画（案）の作成に係わる協議・検討を行う機関として設置したものです。

【主な沿革】



1 市立小中学校のあゆみと概況

(1) 学校編成（統合）のあゆみ

砂川市内の小中学校は、明治26年の「砂川尋常小学校」の開校から始まり、小学校では昭和25年に10校、中学校では昭和34年に4校設置されていました。

児童生徒数のピーク時（校籍簿より）は、小学生で5,532人（昭和34年）、中学生で2,937人（昭和37年）を数えましたが、その後は人口減少に比して概ね減少の一途を辿り、今日では小学生648人、中学生で386人となっています。

現在の学校に至る学校統合に関しては、児童生徒数の減少及び校舎の老朽化等の理由により、昭和58年度に検討がスタートし、6年後の児童生徒数の推計値などを見据えながら有識者、関係諸団体や地域との協議が進められました。

これら経過を踏まえ、昭和60年から平成7年にかけて学校統合が進められ、現在の小学校5校、中学校2校の形態となっています。

【小学校の統合】

統合時期	統 合 校	統合後の学校	校 舎
昭和60年4月	砂川小学校 (973) 宮城の沢小学校 (8)	砂川小学校 (885)	既設校舎利用（砂川小の歴史継続）
昭和62年4月	北光小学校 (155) 一の沢小学校 (3)	北光小学校 (151)	昭和61年新築 （既設校舎利用＝北光小の歴史継続）
平成元年4月	豊沼小学校 (219) 江陽小学校 (57)	豊沼小学校 (270)	既設校舎利用（豊沼小の歴史継続） その後、平成4年に新築
平成元年4月	空知太小学校 (282) 富平小学校 (11)	空知太小学校 (303)	既設校舎利用（空知太小の歴史継続） 昭和63年に改築
平成3年4月	中央小学校 (202) 焼山小学校 (40)	中央小学校 (313)	平成3年新築

【中学校の統合】

統合時期	統 合 校	統合後の学校	校 舎
平成7年4月	砂川中学校 (393) 豊沼中学校 (154)	砂川中学校 (514)	平成7年新築
〔参考〕 昭和45年1月	北光中学校 (123) 空知太中学校 (87)	石山中学校 (189)	既設校舎利用後、昭和46年に新築

※（ ）内の数値は統合時及び統合後の児童生徒数

統合時の児童生徒数の合計が統合後の数に対し誤差が生じているのは、通学区域の見直し及び新入学者数等によるもの。

(2) 学校の概況

参照資料：学校施設台帳（R1.5.1 現在）

○砂川小学校

校舎完成	昭和48年10月	
面積	建物敷地：13,863㎡	グラウンド：16,962㎡
	校舎：4,648㎡	体育館：1,415㎡ (建物敷地+グラウンド=30,825㎡)
教室数	普通教室：15室 特別教室：9室	

※昭和60年に宮城の沢小学校と統合

※平成22年度に耐震化大規模工事

○豊沼小学校

校舎完成	平成4年5月	
面積	建物敷地：17,219㎡	グラウンド：17,140㎡
	校舎：3,743㎡	体育館：1,288㎡ (建物敷地+グラウンド=34,359㎡)
教室数	普通教室：8室 特別教室：7室	

※平成元年に江陽小学校と統合

○中央小学校

校舎完成	平成3年2月	
面積	建物敷地：19,902㎡	グラウンド：17,374㎡
	校舎：3,814㎡	体育館：1,292㎡ (建物敷地+グラウンド=37,276㎡)
教室数	普通教室：10室 特別教室：7室	

※平成3年に焼山小学校と統合

○空知太小学校

校舎完成	昭和63年12月（改築）	
面積	建物敷地：10,248㎡	グラウンド：11,381㎡
	校舎：3,437㎡	体育館：1,292㎡ (建物敷地+グラウンド=21,629㎡（内3,431㎡借用地）)
教室数	普通教室：10室 特別教室：8室	

※平成元年に富平小学校と統合

※平成22年度に耐震化大規模工事

○北光小学校

校舎完成	昭和61年12月
面積	建物敷地：13,652㎡ グラウンド：14,438㎡ 校舎 : 2,176㎡ 体育館 : 1,023㎡ (建物敷地+グラウンド=28,090㎡)
教室数	普通教室：9室 特別教室：5室

※昭和62年に一の沢小学校と統合

○砂川中学校

校舎完成	平成7年3月
面積	建物敷地：22,288㎡ グラウンド：23,610㎡ 校舎 : 6,695㎡ 体育館 : 1,903㎡ (建物敷地+グラウンド=45,898㎡)
教室数	普通教室：12室 特別教室：15室

※平成7年に豊沼中学校と統合

○石山中学校

校舎完成	昭和46年9月
面積	建物敷地：16,727㎡ グラウンド：17,691㎡ 校舎 : 3,301㎡ 体育館 : 1,237㎡ (建物敷地+グラウンド=34,418㎡)
教室数	普通教室：5室 特別教室：13室

※平成22年度に耐震化大規模工事

【参考（再掲）】

○学校統合時の児童生徒数

・宮城の沢小学校	(昭和60年)	最終児童数	8人
・一の沢小学校	(昭和62年)	最終児童数	3人
・江陽小学校	(平成元年)	最終児童数	57人
・富平小学校	(平成元年)	最終児童数	11人
・焼山小学校	(平成3年)	最終児童数	40人
・豊沼中学校	(平成7年)	最終生徒数	154人

2 学級数・児童生徒数の現状

平成31年4月10日現在
単位：級・人

(1) 小学校

	砂川小		豊沼小		中央小		空知太小		北光小		計	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
1学年	2	37	1	11	1	19	1	19	1	9	6	95
2学年	1	26	1	10	1	22	1	17	1	8	5	83
3学年	1	39	1	15	1	26	1	16	1	10	5	106
4学年	2	42	1	17	1	23	1	18	1	7	6	107
5学年	2	41	1	14	1	31	1	23		7	5	116
6学年	1	40	1	17	1	27	1	26	1	5	5	115
通常計	9	225	6	84	6	148	6	119	5	46	32	622
特別支援	5	5	3	5	4	5	5	7	4	4	21	26
合計	14	230	9	89	10	153	11	126	9	50	53	648

※北光小の4・5年生は複式学級

(2) 中学校

	砂川中		石山中		計	
	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
1学年	3	93	1	25	4	118
2学年	3	91	1	37	4	128
3学年	3	94	1	37	4	131
通常計	9	278	3	99	12	377
特別支援	2	6	2	3	4	9
合計	11	284	5	102	16	386

◆小学校・中学校の合計

	学級	児童・生徒
通常計	44	999
特別支援	25	35
合計	69	1,034

基本方針の考え方

【小学校】学校規模（通常学級数）：**12学級以上（各学年2学級以上）**

【中学校】学校規模（通常学級数）：**9学級以上（各学年3学級以上）**

！ 基本方針が望ましいとする、通常学級数規模を満たしているのは、砂川中のみ

【参考】

(1) 児童生徒数の推移 (基本方針記載の数値の内訳)

単位：人

【小学校】

	元年度	5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	30年度	31年度
砂川小	659	462	387	301	283	266	245	230
豊沼小	270	285	217	157	158	143	91	89
中央小	231	313	207	174	222	197	164	153
空知太小	304	287	277	216	165	153	124	126
北光小	133	115	126	140	139	99	50	50
焼山小	47							
計	1,644	1,462	1,214	988	967	858	674	648

※焼山小は平成3年に中央小と統合

【中学校】

	元年度	5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	30年度	31年度
砂川中	508	404	560	373	300	333	287	284
石山中	281	234	209	187	168	154	114	102
豊沼中	227	164						
計	1,016	802	769	560	468	487	401	386

※豊沼中は平成7年に砂川中と統合

(2) 出生届出数と新入学児童数の推移

単位：件・人

年度	出生届 件数	新入学児童数	
		(入学年度)	※現学年
13年度	168	173 (20年度)	高校3年生
14年度	156	147 (21年度)	高校2年生
15年度	154	141 (22年度)	高校1年生
16年度	142	140 (23年度)	中学3年生
17年度	134	133 (24年度)	中学2年生
18年度	136	127 (25年度)	中学1年生
19年度	115	116 (26年度)	小学6年生
20年度	126	119 (27年度)	小学5年生
21年度	108	120 (28年度)	小学4年生
22年度	118	109 (29年度)	小学3年生
23年度	112	90 (30年度)	小学2年生
24年度	103	96 (31年度)	小学1年生
25年度	102	(83) (32年度)	
26年度	105	(99) (33年度)	
27年度	87	(95) (34年度)	
28年度	81	(77) (35年度)	
29年度	100	(95) (36年度)	
30年度	86	(75) (37年度)	

※新入学児童数の()は
本資料内の予測数値

3 児童生徒数等の予測推移

算定基礎資料:住民基本台帳(H31.3末現在)
単位:人・級

(1) 小学校

① 新入学児童数と全児童数

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数
	砂川小	27	216	36	210	30	197	25	182	35	190	23
豊沼小	17	89	16	88	17	88	12	84	10	83	12	84
中央小	16	142	20	129	20	125	16	115	20	111	22	114
空知太小	13	113	16	105	17	101	14	97	19	99	11	90
北光小	10	55	11	58	11	61	10	60	11	62	7	60
合計	83	615	99	590	95	572	77	538	95	545	75	524

② 「通常学級」の学級数と児童数

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童	級数	児童
	砂川小	8	211	8	205	7	192	6	177	6	185	6
豊沼小	6	83	6	84	6	83	6	79	6	78	6	78
中央小	6	136	6	124	6	120	6	109	6	106	6	108
空知太小	6	105	6	97	6	95	6	92	6	93	6	84
北光小	5	50	6	53	6	56	6	55	6	57	6	54
合計	31	585	32	563	31	546	30	512	30	519	30	494



基本方針の考え方

【小学校】学校規模（通常学級数）：**12学級以上（各学年2学級以上）**



! いずれの学校も、将来にわたり、12学級以上（各学年2学級以上）の確保が難しい状況が窺える

(2) 中学校

① 新入学生徒数と全生徒数

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数	入学	総数
砂川中	83	269	90	267	83	255	80	252	61	223	65	205
石山中	31	96	32	91	29	92	29	90	26	84	29	84
合計	114	365	122	358	112	347	109	342	87	307	94	289

② 「通常学級」の学級数と生徒数

	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒	級数	生徒
砂川中	9	265	9	258	9	245	8	242	6	215	6	200
石山小	3	93	3	86	3	86	3	82	3	77	3	80
合計	12	358	12	344	12	331	11	324	9	292	9	280

※5ページ「児童生徒数の現状」の計 ⇒ 現4～6年生 現3～5年生 現2～4年生 現1～3年生
(通常学級児童数) (338) (329) (296) (284)



基本方針の考え方

【中学校】学校規模（通常学級数）：**9学級以上（各学年3学級以上）**



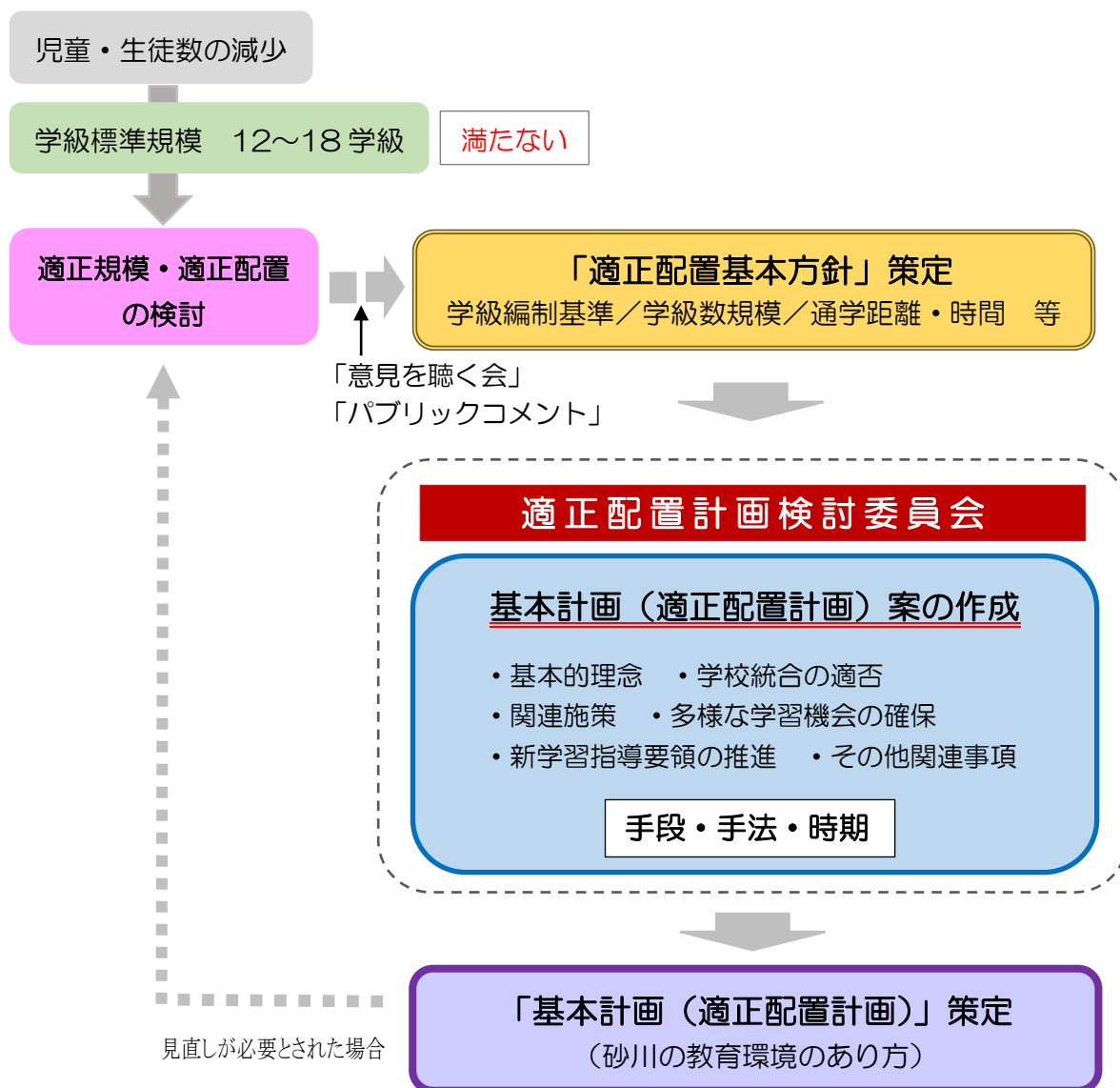
! 4年度までは、砂川中で9学級を維持する見込み。
5年度以降は両校とも、9学級以上（各学年3学級以上）
に満たない状況が窺える

4 検討委員会の役割

検討委員会においては、「適正配置基本方針」の考え方にに基づきながら、“どのような手段・手法で方針に掲げる事項の具現化を図っていくべきか”などの協議・検討を重ね、最終的には「基本計画（案）」を取りまとめることとしています。

➡ 適正配置基本計画（案）の作成（取りまとめ）

【検討開始から、計画策定までの流れ（イメージ）】



適正配置の計画は、「砂川市第7期総合計画（令和3～12年度）」に盛り込む予定としている

5 基本計画（適正配置計画）案の内容

検討委員会が作成する「基本計画（適正配置計画）案」において整理する主な事項（項目）は、以下のとおりを予定しています。

なお、下記記載内容の他、適正配置に関連する必要な事項がある場合は、適宜、加えて検討・整理をします。

1. 基本的理念

○砂川市が目指す教育と子どもたちの将来像 …等

2. 適正配置を図る考え方と手法

○通学区域の見直しに係る要件

○学校統合の要件（適否）

○保護者や地域への周知（説明）方法 …等

3. 適正配置の推進に係わる具体的事項

○学校ごとの考え方と取り扱い及びそれに係わる時期等

砂川小学校	⇒	？	・適正配置に対する考え方と実施時期 ～ <u>学校統合の適否</u> 及びその時期 … 等
豊沼小学校	⇒	？	
中央小学校	⇒	？	
空知太小学校	⇒	？	
北光小学校	⇒	？	
砂川中学校	⇒	？	
石山中学校	⇒	？	

○既設校舎の改修及び新校舎建設に関する事項

～適正配置の推進に必要なハード整備の検討

（整備の適否や時期 ※新設の場合はその位置）

○学校関連施設の取り扱い

○通学支援に関する事項 …等

4. 関連施策の推進（考え方）～特色ある学校づくり

○小中一貫教育の推進に係わる事項

○特別支援教育の充実

○コミュニティ・スクールを活用した地域コミュニティの確保

○その他関連施策の検討及び推進 …等

6 検討のポイント

適正配置に関わる協議・検討については、「適正配置基本方針」の「5. 検討に関わる留意事項」にもありますとおり、学校集約の適否が中心となります。

また、これに関連し、学校運営や関連施策の取り扱い、学校施設の利活用（合理化）などの検討も進めていきたいと考えています。

基本方針が掲げる事項

■学校規模

小学校の学校規模（通常学級数）： 12学級以上（各学年2学級以上）

中学校の学校規模（通常学級数）： 9学級以上（各学年3学級以上）

■学級編制基準

1学級の児童生徒数： 現行の学級編制基準を維持

■通学距離・時間（学校区）

通学距離・時間： ・適正な通学時間とされる「概ね1時間以内」を優先し確保する
・なお、通学距離に関しては、適正とされる小学生4km以内、中学生6km以内を基本とする

■関連施策の推進

小中一貫教育 / 特別支援教育の充実 / 通学支援に係わる事業推進 等

基本方針に則り、どのように、学校の最適化を図っていくか

■学校を集約すべきか （学校は何校にすべきか）

■関連施策はどのように 進めるべきか

■学校施設の機能維持・ 利活用等は

■その他、最適化に 必要な事項は

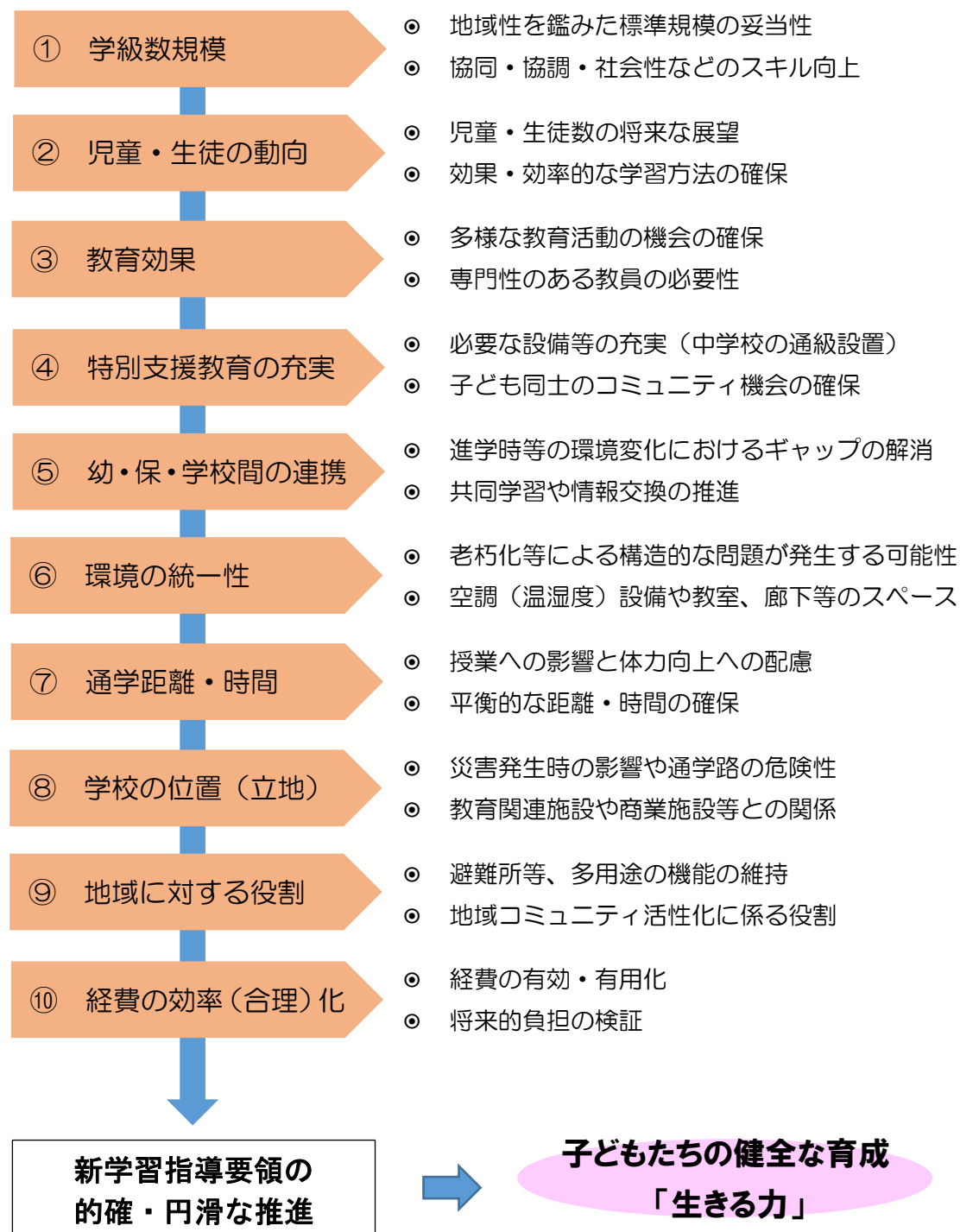
主な具体的事項

- ①学校数を現状維持とした場合の措置は
- ②学校を集約する場合の形態等は
 - ・集約する場合の形態や位置
 - ・遠距離通学者の支援策
 - ・学校施設整備の必要性（新校舎建設等）
 - ・新校舎建設を必要とする場合の配置と規模
 - ・地域コミュニティの確保（サークル活動等）
 - ・学校施設の合理化等に係わる事項
 - ・他用途に係わる事項（避難所・投票所）
- ③関連施策の推進方法は
 - ・必要性の再検証
 - ・適正配置との連動性
 - ・協議体の設置の有無
 - ・実施時期の検討

【参考】 検討を進める上での考察ポイント（意見を聴く会から）

基本計画（適正配置計画）の検討を進めるにあたり、「意見を聴く会」において寄せられたご意見から、必要とされる主な考察ポイントを整理しました。

なお、これらの事項は教育効果を高める上で、“何を優先すべきか”という点についても考える必要もあると思われます。



7 検討委員会開催のスケジュール

検討委員会の開催については、計画案の取りまとめまで、全5回の開催を予定しています。
ただし、開催回数については、協議・検討の状況または計画案作成の進捗により、流動的な部分もあります。

【検討委員会の開催日程等（予定）】

※ 開催日時は、会議終了時に次回の開催日程について確認をさせていただきます。

第1回	8月1日	○委嘱書交付 ○会長・副会長の選任 ○委員会の役割等に関する説明 ○経過及び現状等の説明 ○基本方針の確認 等
第2回	8月下旬～9月上旬	○基本方針に基づく考え方及び計画内容の整理 等 (※計画の大綱的な事項の整理)
第3回	9月下旬～10月上旬	○計画素案の協議及び整理 等
第4回	10月下旬～11月上旬	○計画素案の精査／提言書の整理 等
第5回	11月下旬～12月上旬	○提言書＝計画（案）の決定



計画案は提言書として整理をし、教育委員会（教育長）に提出

参 考 資 料

1. 学級数の標準規模と学級編制基準
 2. 通学距離と通学時間の考え方
 3. 教職員の定数配置基準
 4. 「小中一貫教育」と「義務教育学校」
 5. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
 6. 特別支援教育
 7. 通級指導教室
 8. 学校別概況写真
- ※ 小中学校 通学区域図

1. 学級数の標準規模と学級編制基準

* 適正とされる学校規模は12～18学級

(1) 学級数の標準規模

昭和22年、教育基本法及び学校教育法が制定され、戦後の新しい学校制度（6・3・3・4制）がスタートし、昭和31年には学校教育法施行規則（第41・79条）により、学級数の標準規模が12～18学級と定められました。

〔学校教育法施行規則〕

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。
(同規則第七十九条で中学校に準用)

(2) 学級編制基準

昭和33年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が制定され、「学級編制の標準」が示されました。

学級数は原則この基準により、決定することとなります。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童 又は生徒の数
小学校 (義務教育学校の前期 課程を含む。)	同学年の児童で編制する学級	四十人(第一学年の児童で編制する学級にあっては、三十五人)
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあっては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下この表及び第七条第一項第五号において単に「特別支援学級」という。)	八人
中学校 (義務教育学校の後期 課程及び中等教育学校の 前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	特別支援学級	八人

※ 北海道教育委員会の基準では、1学級40人の児童生徒数を基準としている。この基準は、国の基準(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)に基づくもの。

※ 小学校の第1学年と第2学年及び中学校の第1学年の特例とは、北海道教育委員会が実施する「少人数学級実践研究事業」に基づき、1学級35人(中学校は2学級以上で1学級当たりの生徒数が35人を超える場合)の児童生徒数による学級編制となる。

※現行の【通常学級】学級編制基準の運用（例解）

【小学校】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1学級の児童数の上限	35人	35人	40人	40人	40人	40人

— 例 —

40人が入学：1年生＝**2学級** → 2年生＝**2学級** → 3年生以降＝**1学級**

【中学校】

	1年生	2年生	3年生
1学級の生徒数の上限	40人	40人	40人
	35人		

— 例 —

40人が入学：1年生＝**1学級** → 2年生以降＝**1学級**
(1学級40人適用)

70人が入学：1年生＝**2学級** → 2年生以降＝**2学級**
(1学級40人適用)

71人が入学：1年生＝**3学級** → 2年生以降＝**2学級**
(1学級35人適用) (1学級40人適用)

【複式学級】(小学校)

○2学級で16人以下の場合

ただし、1年生を含む場合は、2学級で8人以下

— 例 —

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4人	5人	8人	8人	6人	10人
単式	複式		複式		単式

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
3人	5人	8人	8人	6人	10人
複式		複式		複式	

2. 通学距離と通学時間の考え方

抜粋 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き
(文部科学省・平成27年1月)

【通学距離】

公立小・中学校の通学距離については、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的である。

【通学時間】

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。

3. 教職員の定数配置基準

【校長・教頭・一般教諭の配置】 通常学級・単置校

学級数		1	2	3		4	5	6	
				15人以下	16人以上			100人以下	101人以上
配置数 (人)	小学校	2	3	4	5	6	7	8	9
	中学校	4	6	9		9	10	11	

学級数		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
配置数 (人)	小学校	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22
	中学校	13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30

(実務要覧の表は47学級まで基準あり)

- ※ 教頭の配置基準：3学級以上の学校（児童数15人以下の場合は、学級担任を兼務）
- ※ 小規模校において校長・教員の配置数が児童生徒数を上まわる場合は、当該児童生徒数を限度として配置
- ※ 養護教諭は、4学級以上または3学級で児童・生徒数が11人以上で1人
- ※ 事務職員は、4学級以上または3学級で児童・生徒数が15人以上で1人

4. 「小中一貫教育」と「義務教育学校」

【小中一貫教育】

小学校教育と中学校教育の接続の円滑化を図った教育体系。

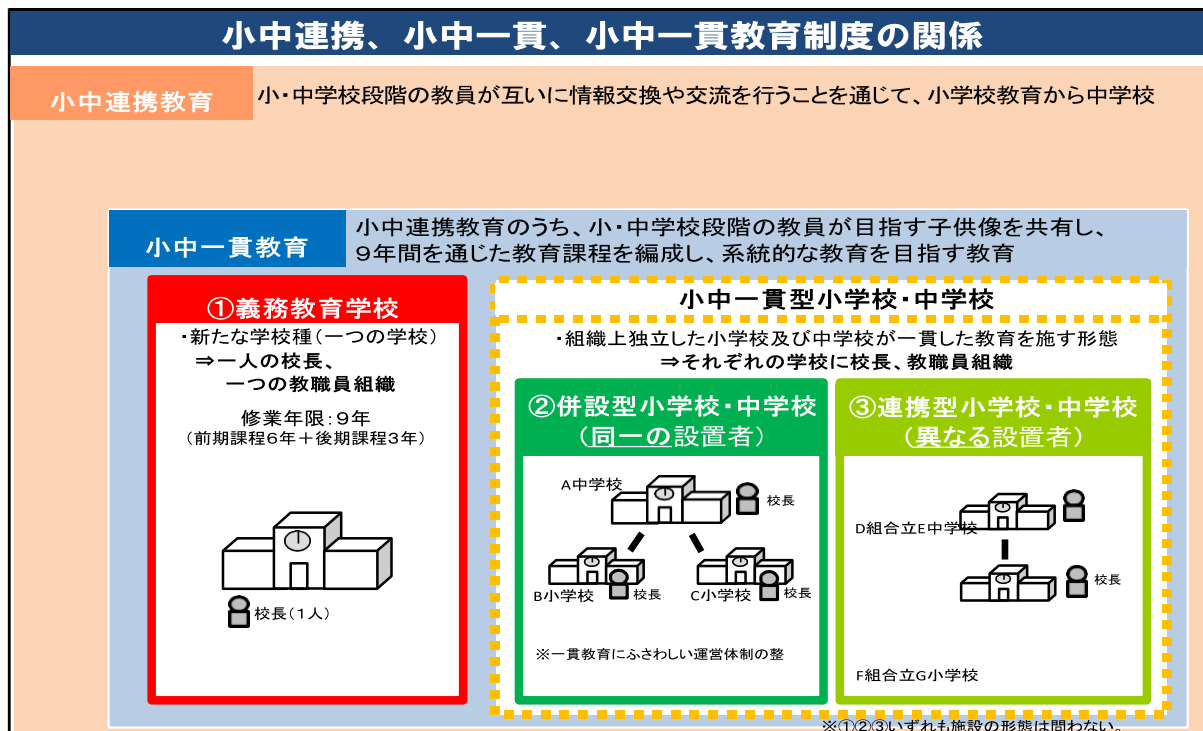
小学校6年間と中学校3年間という枠組みのなかで情報交換や交流を通じて円滑な接続を目指すことを小中連携といい、教育課程特例校の指定を受け、9年間を通じて系統的な教育課程を編成する学校を小中一貫教育校（小中一貫校）としている。

学校教育法の改正による新たな制度では、地域の状況や子どもの成長にあわせ、義務教育の9年間の枠組みを自治体の判断で4・3・2制や5・4制など、柔軟に設定することができる。

小中一貫教育の推進にあっては、茨城県つくば市（平成24年度全校導入）、新潟県三条市（平成25年度全校導入・同29年度に全ての小中学校を併設型に）などの先駆的に取組を開始した自治体をはじめ、現在までに全国的な広がりをみせており、道内の状況では30年度までに17市町村68校が義務教育学校または小中一貫型学校を開設している。

【義務教育学校】

小学校課程から中学校課程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校。学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種である。



5. コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的とした仕組みで設置については努力義務として規定されている。

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目指すことで、学校と地域を有機的に結びつけ、子どもたちが地域社会の生活から遊離しないようバランスの取れた育成を図るもの。

【学校運営協議会の主な役割】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6）

6. 特別支援教育

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成 19 年 4 月から、特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

（学校教育法第 81 条第 2・3 項／学校教育法施行規則第 137・138 条）

7. 通級指導教室

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。一般的には、「ことばの教室」「きこえの教室」で呼称されている。

各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいに応じた特別の指導を別室で行う指導形態で、知的障害など比較的重い障がいを抱える子が通う特別支援学校や小中学校の特別支援学級とは別。

（学校教育法施行規則第 140・141 条）

8. 学校別概況写真 【小学校】

■ 砂川小学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

■ 豊沼小学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

■ 中央小学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

■ 空知太小学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

■ 北光小学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

8. 学校別概況写真 【中学校】

■ 砂川中学校



外観(正面)



廊下(教室横)



通常教室



水回り(トイレ)

■ 石山中学校



外観(生徒玄関側)



廊下(教室横)



通常教室





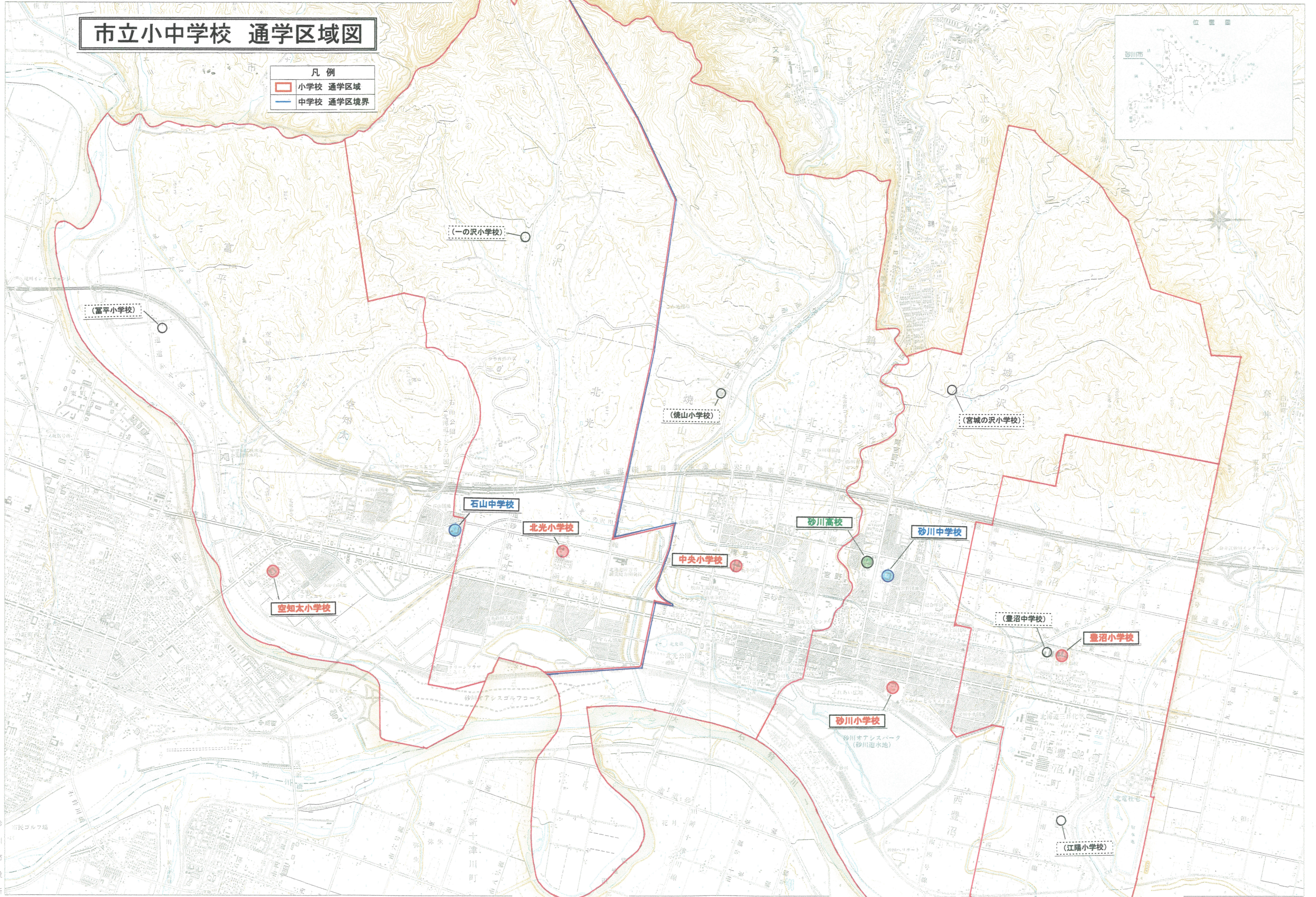
水回り(トイレ)

砂川市管内図

この図は国土院の地形図を基に、標高10m以上の地形を25mの10分間隔で等高線表示したものである。(発行時期) 平成25年版 1/25,000

市立小中学校 通学区域図

凡例	
	小学校 通学区域
	中学校 通学区境界



砂川市役所

1 : 25,000

